

市内で事業を営む中小企業の皆さまへ

## 「あわら市中小企業振興資金融資制度」をご利用ください。

### ◆◆◆◆◆ 中小企業振興資金融資制度（利子補給金交付制度付き）◆◆◆◆◆

融資要件

[令和3年4月1日より]

資金用途		融資限度額	金利（年）	融資期間	据置期間	保証人・担保
一般資金	設備資金	1,000万円以内	1.40%	7年以内 ※据置期間含む	6ヶ月以内	金融機関の定めによります。
	運転資金		保証付き 1.10%			
開業資金	設備資金	1.10%	7年以内 ※据置期間含む	6ヶ月以内		
	運転資金	保証付き 0.80%			5年以内	

#### 融資対象者

- 1 市内において1年以上継続して同一事業を営んでいること。なお、開業資金は、事業を始めようとするもの又は事業を始めて1年を経過していないもの
- 2 中小企業基本法第2条第1項又は中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者（資本金と従業員数のいずれかが該当すれば融資対象となります。）
- 3 市税等が完納されているもの（市税等の徴収猶予に関する申請書を提出し、あわら市長から徴収の猶予を認められているもの）

★ 利子補給金交付制度があります。  
くわしくは裏面をご覧ください。

一般資金は利子の2分の1  
開業資金は利子の全額  
補給します！（上限あり）

#### 相談・申込みはこちらへ

[取扱金融機関] 福井銀行・福井信用金庫・福邦銀行・北陸銀行・北國銀行

[問い合わせ] あわら市商工会

電話番号 0776-73-0248

あわら市商工労働課

電話番号 0776-73-8030

☆☆☆☆☆ 中小企業振興資金等利子補給金交付制度 ☆☆☆☆☆

[令和3年4月1日より]

融資名	補給対象額	補給金	補給期間	備考
あわら市 一般資金	融資額	支払利子の 1/2 に相当す る額(利子補給 率は最大1%)	融資期間	
(株)日本政策金融公庫 マル経資金	融資額	年1%に相当 する額	融資実行日 から 2年以内	県の補助制度 (0.5%補給)を 利用する場合は その分を除く
あわら市 開業資金	上限 500万円	支払利子の全 額又は 年1.2%の利 子に相当する 額 のいずれか少 ない額	融資実行日 から 5年以内	<u>平成28年4月1</u> <u>日以降に実行し</u> <u>たもので、</u> <u>令和7年3月31</u> <u>日までに申請し</u> <u>たものに限る。</u>
(株)日本政策金融公庫 創業関連資金				

**利子補給交付対象者**

- ☆ あわら市中小企業振興資金（一般資金・開業資金）の融資を受けた中小企業者
- ☆ (株)日本政策金融公庫からマル経資金の融資を受けた市内で事業を営んでいる小規模事業者
- ☆ (株)日本政策金融公庫から創業に関する資金の融資を受け、市内に住所を有し、市内で事業を始めようとするもの又は事業を始めて1年を経過していないもの

**融資と合わせてお申し込みください。**

[取扱金融機関・申込窓口]

- 1 あわら市中小企業振興資金の融資を受ける場合  
**福井銀行・福井信用金庫・福邦銀行・北陸銀行・北國銀行**
- 2 マル経資金の融資を受ける場合  
**あわら市商工会**
- 3 (株)日本政策金融公庫で創業関連資金の融資を受ける場合  
**(株)日本政策金融公庫 福井支店 国民生活事業**

[問い合わせ]

あわら市商工会  
あわら市商工労働課

電話番号 0776-73-0248  
電話番号 0776-73-8030